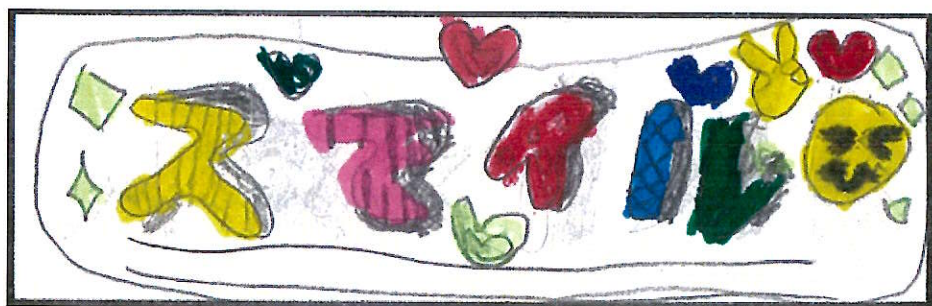




今回のタイトルは、 の作品です。

札幌市立手稲山口小学校
PTA 広報紙 R5 №1
令和5年4月17日発行
PTA会長 細川和彦
PTA事務局

令和5年度活動方針について

PTA会員の皆様、日頃よりPTA活動へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
令和5年度は、以下の方針で活動したいと考えております。ご協力の程よろしくお願い致します。

▶**学級委員**をボランティアとし、各学級からの選出を強制しません。

⇒保護者のなり手がいない場合は、担任の先生に代行いただきます。

▶**一人一活動(一家庭一活動)**を全てボランティア制とします。

▶地域開放図書館開館に向け、「**開放図書館運営委員会**」を発足します。

▶自転車用ヘルメット着用促進や交通安全指導などを推進するため「**交通安全推進委員会**」を発足します。

▶今後予定している活動

①学級委員 ⇒ 学級活動や役員選考などの活動を行います

②交通安全指導(定期) ⇒ 活動日と場所を決め、登下校の交通安全指導を行います

③交通安全指導(遊撃隊) ⇒ 悪天候の日など自主的に任意の場所で交通安全指導を行います

④見守り隊 ⇒ ワッペンを付け日常生活のなかで子どもたちの安全を見守る活動です

⑤ベルマーク ⇒ 各家庭で収集いただいたベルマークを仕分け・集計する活動です

⑥花いっぱい運動 ⇒ 学校花壇の花の手入れや土・日・祝日の水やりの活動です

⑦図書ボランティア ⇒ 地域開放図書館のお手伝いです

⑧ふれ愛ひろば ⇒ PTA主催のイベントを企画・実施する活動です

⑨託児 ⇒ 懇談会の日など低学年児童を図書室などで預かる活動です
などなど

4/22学級懇談は 是非ご参加を！

年度初めの懇談会は、学校やクラスの方針を知る大切な機会です。また、同じクラスの保護者同士の交流にも欠かせない機会です。

今年は、**学級委員決めは強制ではなくなり
ました**ので安心して是非ご参加ください！

1・2年生は、懇談会終了まで学校(図書室)に残ることができます。

自転車用ヘルメット購入補助について(予告)

昨年度実施しました、自転車用ヘルメット購入補助事業を本年度も実施いたします。

補助対象は、今年度に限り全学年としますが次年度以降は1年生のみとする予定です。この機会を逃さず是非購入を検討して下さい。また、購入店舗(ネット通販も含む)は問わず本年4月1日以降に購入したレシート(購入商品と金額がわかるもの)があれば補助対象とする予定です。補助金額は、児童一人につき1000円です。

詳細は、後日お知らせいたしますので、**レシート等を保管**しておいていただきますようお願いいたします。



PTA規約改正（案）追加について

前号にて規約改正の案を提示致しましたが、個人情報の取り扱いについて条文を追加したくお知らせ致します。規約の改正は、規約第22条にて「事前に全会員に通知しなければならない」とされており、つきましては、下記の改正案を再度ご確認の上、ご意見等がございましたら、4/22(土)までに担任の先生を通じてお知らせ下さい。教職員の皆様は、PTA担当の柴田昌明先生へご意見をお寄せ下さい。頂きましたご意見をもとに、定期総会にてご提案、審議いただきます。

【現 行】

規約 第一章 名称・事務局

第1条 この会は、札幌市立手稲山口小学校父母と先生の会と言
い、事務局を学校に置く。

規約 第五章 役員

第6条 役員の選出・任期は、次のとおりとする。

1. 役員は、役員選考委員会で選考し、総会の承認によって決定する。
2. 任期は、1年とし、役員に欠員の生じたときは補選をし、任期は、前任者の残任期間とする。再任はさまたげない。
3. 役員の兼任は認めない。

規約 第八章 集会

第16条 総会

1. 総会は、この会の最高の決議機関であり、4月に定期総会をもつ。
2. 定期総会は、業務・決算・予算・役員について審議し、決定する。
3. 運営委員会が必要と認めたととき、または会員の5分の1以上の要求があったときは臨時総会を開くものとする。
4. 総会は委任を含め会員の過半数の出席をもって成立とし、決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

5. 総会は、会長が招集し、議長は、出席者中より選出する。
6. 会計監査は収支決算の監査結果を報告する。

規約 第九章 組織

第20条 次の組織を支援する。

1. 家庭教育学級 ～家庭教育に資する各種研修などを行う。
2. サークル活動 ～興味関心をもった会員同士が親睦を深める。

(新設)

規約 第十一章 付則

第23条

細則

第3条 表彰

- (1) 本会は、必要と認めたととき、感謝状及び記念品を贈呈する。
- (2) 3年以上PTA役員を務めたものとする。

【改正案】

規約 第一章 名称・事務局

第1条 この会は、札幌市立手稲山口小学校保護者と先生の会と言
い、事務局を学校に置く。

規約 第五章 役員

第6条 役員の選出・任期は、次のとおりとする。

1. 役員は、役員選考委員会で選考し、総会の承認によって決定する。
2. 任期は、1年とし、役員に欠員の生じたときは補選をし、任期は、前任者の残任期間とする。再任はさまたげない。
3. 役員の兼任は認めない。ただし、教職員についてはこの限りではない。

規約 第八章 集会

第16条 総会

1. 総会は、この会の最高の決議機関であり、4月に定期総会をもつ。
2. 定期総会は、業務・決算・予算・役員について審議し、決定する。
3. 運営委員会が必要と認めたととき、または会員の5分の1以上の要求があったときは臨時総会を開くものとする。
4. 総会は委任を含め会員の過半数の出席をもって成立とし、決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、やむを得ない理由(自然災害や感染症蔓延など)で、開催が難しいと会長が判断した場合には、書面にて決議することができる。また、書面にて決議する場合には、提出者の過半数の賛成を必要とする。

5. 総会は、会長が招集し、議長は、出席者中より選出する。
6. 会計監査は収支決算の監査結果を報告する。

規約 第九章 組織

第20条 次の組織を支援する。

1. 家庭教育学級 ～家庭教育に資する各種研修などを行う。
2. サークル活動 ～興味関心をもった会員同士が親睦を深める。
3. 開放図書館運営委員会 ～学校図書館地域開放事業を推進し、地域に開かれた学校づくりと地域全体で子どもを育成・支援する環境をつくる。
4. 交通安全推進委員会 ～交通安全指導、見守り、交通事故防止等に関する事業をスクールゾーン実行委員会と連携して推進する。

規約 第十一章 個人情報

第23条 会員の個人情報の取扱いについて

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

規約 第十二章 付則

第24条

細則

第3条 表彰

- (1) 本会は、必要と認めたととき、感謝状及び記念品を贈呈する。
- (2) (削除)

【改正の事由】

- 1) 第1条 名称の変更について
▶ 家庭の事情や多様性に対応した名称に変更するため。
- 2) 第6条 役員の兼任について
▶ 先生の業務負担を考慮し、PTA担当の先生が役員を兼務することを妨げないようにするため。
- 3) 第16条 総会の開催方法について
▶ 社会情勢に対応し、柔軟な方法で総会を開催することを可能とするため。
- 4) 第20条 組織の追加について
▶ 学校図書館地域開放事業に参画するにあたり、学校・PTA・地域の連携を目的に運営委員会を設置するため。
▶ 地域との連携組織であるスクールゾーン実行委員会の活動をより具体的に推進・強化することを目的に設置するため。
- 5) 第23条 会員の個人情報の取扱いについて（新設）
▶ 個人情報取扱規則を新設し運用するため。
- 6) 細則第3条 表彰要件の緩和について
▶ 役員の担い手不足の現状を鑑み、報奨条件を緩和するため。

ご意見等（書式自由）は記名の上、4/22(土)までに 担任の先生へ

